

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行				改 正			
(通常郵便物の大きさ及び重量の制限) 第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				(通常郵便物の大きさ及び重量の制限) 第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。			
通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量	通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量
	最小限	最大限			最小限	最大限	
1 書状	<u>(1) 巻物体のもの</u> <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の</u> <u>合計 30.4センチ</u> <u>メートル</u> <u>長さ 21センチメ</u> <u>ートル</u> <u>(2) (1)に規定する形状</u> <u>以外のもの</u> 長さ 14センチメ ートル 幅 9センチメート ル (許容差は、(1)、(2)に <u>規定するもの</u> それぞれ 0.2センチメートル)	<u>(1) 巻物体のもの</u> <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の</u> <u>合計 104センチメ</u> <u>ートル</u> <u>長さ 90センチメ</u> <u>ートル</u> <u>(2) (1)に規定する形状</u> <u>以外のもの</u> 長さ、幅、厚さの合 <u>計 90センチメート</u> <u>ル</u> <u>一辺の長さ 60セ</u> <u>ンチメートル</u> (許容差は、(1)、(2)に <u>規定するもの</u> それぞれ 0.2センチメートル)	<u>2キログラム</u> 以下	1 書状	長さ 14センチメ ートル 幅 9センチメート ル (許容差は、それぞれ 0.2センチメートル)	<u>長さ 38.1セン</u> <u>チメートル</u> <u>幅 30.5センチ</u> <u>メートル</u> <u>厚さ 3センチメー</u> <u>トル</u> (許容差は、それぞれ 0.2センチメートル)	<u>1キログラム</u> 以下
2 郵便葉書	(略)	(略)	(略)	2 郵便葉書	(略)	(略)	(略)
3 盲人用郵便物	<u>書状に同じ。</u>	<u>書状に同じ。</u>	7キログラム以下	3 盲人用郵便物	<u>(1) 書類のみを包有する</u> <u>もの</u> <u>書状に同じ。</u> <u>(2) (1)に該当しないも</u> <u>の及び物品を包有する</u> <u>もの</u> <u>小形包装物に同じ。</u>	<u>(1) 書類のみを包有する</u> <u>もの</u> <u>書状に同じ。</u> <u>(2) (1)に該当しないも</u> <u>の及び物品を包有する</u> <u>もの</u> <u>小形包装物に同じ。</u>	7キログラム以下
4 印刷物			<u>5キログラム</u> 以下	4 印刷物	<u>書状に同じ。</u>	<u>書状に同じ。</u>	<u>1キログラム</u> 以下
5 小形包装物	(略)		2キログラム以下	5 小形包装物	(略)	<u>(1) 巻物体のもの</u> <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の</u> <u>合計 104センチメ</u> <u>ートル</u> <u>長さ 90センチメ</u> <u>ートル</u> <u>(2) (1)に規定する形状</u> <u>以外のもの</u> 長さ、幅、厚さの合	2キログラム以下

						計 90センチメートル 一辺の長さ 60センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)	
6 優先郵便物又は非優先郵便物 (外国来郵便物に限る。)	書状に同じ。			6 優先郵便物又は非優先郵便物 (外国来郵便物に限る。)	(1) 書類のみを包有するもの 書状に同じ。 (2) (1)に該当しないもの及び物品を包有するもの 小形包装物に同じ。	(1) 書類のみを包有するもの 書状に同じ。 (2) (1)に該当しないもの及び物品を包有するもの 小形包装物に同じ。	(1) 書類のみを包有するもの 書状に同じ。 (2) (1)に該当しないもの及び物品を包有するもの 2キログラム以下

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1 巻物体のもの <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の合計</u> <u>30.4センチメートル</u> <u>長さ 21センチメートル</u> 2 1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、 1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)	(略)	(略)

(外国宛て郵便物の差出場所)

第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

(1)～(6) (略)

(7) 第120条(国際返信切手券)第3項の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの

2 小包郵便物及び前項(1)から(7)までに掲げる通常郵便物は、事業所に差し出していただきます。
3～5 (略)

(保険付の取扱い)

第83条 保険付は、**有価証券又は有価の**書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、それぞれ0.2センチメートル)	(略)	(略)

(外国宛て郵便物の差出場所)

第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

(1)～(6) (略)

2 小包郵便物及び前項(1)から(6)までに掲げる通常郵便物は、事業所に差し出していただきます。
3～5 (略)

(保険付の取扱い)

第83条 保険付は、書類のみを包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の

て、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。 2～6 （略） （貴重品） 第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付郵便物として差し出すことができます。 （損害賠償の請求権者等） 第112条 第110条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。ただし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、受取人を行うことができます。 2 （略） 第10章 雑則 第1節 国際返信切手券 <u>（国際返信切手券）</u> 第120条 国際返信切手券（有効期間が表示されたものに限ります。以下「切手券」といいます。）は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手と引き換えることができるものです。 2 当社は、切手券を、1枚につき航空扱いとする書状の料金として定められた額のうち最低のものであって、名宛国がいずれであっても差し出すことができるものとして当社が別に定める額に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えます。 3 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。 附 則（2023年8月31日 2023-日国郵第0158号） 第1条～第2条 （略） <u>（国際返信切手券と郵便切手との引換えに関する経過措置）</u> 第3条 2021年10月1日から2023年9月30日までの間に日本国内において販売された150円を販売価格とする国際返信切手券は、1枚につき130円に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えます。 附 則（2024年5月13日 2024-秘日経企第0010号）	取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。 2～6 （略） （貴重品） 第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留若しくは保険付とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付小包として差し出すことができます。 （損害賠償の請求権者等） 第112条 第110条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。ただし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、当社が別に定める国を除き、受取人を行うことができます。 2 （略） 第10章 雑則 第1節 削除 第120条 削除 附 則（2023年8月31日 2023-日国郵第0158号） 第1条～第2条 （略） 附 則（2024年5月13日 2024-秘日経企第0010号）
--	--

<u>(実施期日)</u> 第1条 この改正規定は、2025年1月1日から実施します。 <u>(受取通知に関する経過措置)</u> 第2条 この改正規定の実施前の受取通知については、当分の間、第109条（米軍関係郵便物） 第1項の規定により取り扱う郵便物について取り扱います。	この改正規定は、2025年1月1日から実施します。 附 則（2026年5月25日 2026-秘日経企第0012号） <u>この改正規定は、2027年1月1日から実施します。</u>
---	--